

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号)</p> <p>第1条～第7条の2 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員がその子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、第15条に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員がその子を養育する」とあるのは「第15条に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護する」と、「育児」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号)</p> <p>第1条～第7条の2 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員がその子（民法（明治29年法律第89号）<u>第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>）であって、当該職員が現に監護するもの、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）</u>を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、第15条に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員がその子（民法（明治29年法律第89号）<u>第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>3 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第9条及び第10条 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。</p>	<p>27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育する」とあるのは「第15条に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護する」と、「育児」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条に規定する要介護者について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>第9条及び第10条 略</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第12条～第14条 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>第16条 略</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>第18条 略</p>	<p>第12条～第14条 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が<u>要介護者</u>（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>第16条 略</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>第18条 略</p>